

④ その他	
Ⅲ 税法の留意点	
1) 会計理論と乖離してきた。	
平成十年度税法改正について	
① 税率の引き下げ	
② 課税ベースの拡大	
引当金関係	
貸倒引当金	
賞与引当金	
退職給与引当金	
その他	
減価償却関係	
建物は定額法処理のみ	
建物の耐用年数の短縮	
少額減価償却資産の範囲を10万円未満に下げ、3年均等償却も認めた。	
機械装置等の期中取得1/2簡便償却を廃止。	
収益	
長期請負工事の計上に条件をつけ完成基準でなく進行基準とした。	
費用	
会社の経営意思決定によって、その支出を増やしたり減らしたり可能な次の四つの項目が提起された。	
役員報酬…役員親族の使用人に対する過大結与の損金不算入等。	
交際費……課税強化。	
福利厚生費…今年度バス。従業員一人あたり50万円基準。	
寄付金……今年度バス。損金算入限度額の見直し。	
土地税制	
その他	
2) 税理士連合会等が要望している改正事項	
法人税については、わが国には中小企業が多いことを念頭に置きながら、企業活動の国際化を踏まえて、併せて国内産業の活性化を図るために法人の実態に即した負担のあり方について検討すべき。	
① 中小企業に対する課税については、資本蓄積を促進する見地から同族会社の留保金について早急に廃止すべき。	

棒 賢 一 君	（三条R C）仲のいい坂本さんと同席しましたので。
五十嵐総一君	（三条R C）早いもので12月に入り 1 年間お世話になりました。
松 谷 昊 吉 君	（三条R C）久し振りにメーキャップさせていただきます。宜しくお願いします。
外 山 晴 一 君	石川先生の卓話楽しみにしております。
山 崎 勲 君	前回欠席分も含めて。
大 竹 保 男 君	明日三条クラブさんより卓話の話手としてお招きをうけております。大変な事を引きうけてしまったものと反省しております。北クラブの名をけがす事になりそうなので今日の内にお詫びのしるしを表わしておきます。
小田登志男君	ファミリーボーリングの残りで申し訳ないのですが、ボーリング楽しかったです。
梨 木 建 男 君	落合会長がついにダウンです。山崎副会長よろしく願いいたします。
西 村 護 君	先日のファミリーボーリングにて対戦相手にめぐまれて優勝する事が出来たので。
今 井 克 義 君	落合会長が欠席の理由は右下の歯が腫れて、よくしゃべれないためだとのこと。年をとると、何事も回復力が落ちます、決して私の治療のためではありません。念のため。
久 保 博 君	
小 林 満 君	12月3日（木）栃木県で昔、在籍していたプロダクションのコンペがあり参加しました。小野ヤスシ、おぼんこぼん、藤巻潤、左とん平、ミッキー安川、等ヒマな芸能人にヒマな鍛冶屋の私がニギリをみんな払いました。ただし、加藤茶にだけは勝ちましたので一口だけB O Xに協力。
本間建雄美君	羽賀一夫さん会社新社屋完成お目出とうございます。益々の御発展をお祈り致します。又、石川勝行さん卓話宜しくお願いします。
芦 田 義 重 君	羽賀一夫さんの会社が無事完成しました、誠にお目出とうございます。益々の御発展をお祈り致します。

米山奨学会：

羽 賀 一 夫 君 お陰様で社屋が完成しました。

卓 話：「最近の会計雑感」石川勝行会員

I 会計は誰のためのもの

1) 事例

①夜11時頃、突然電話が鳴り、石川先生相談がありますよろしいでしょうか。実は、従業員に小口現金前渡（一定額の現金を渡して置き後で精算）制度を利用しているのですが、出金の領収書をたまたまなんとなく見ていたら、摘要に何々他と記載されているものが非常に多



かったのです。何々とその金額が不釣り合いで、どうも従業員5～6人が絡んでいるようなのですが。どうしたらよいでしょうか。税務署は領収書というからレジペーパーにできなかったのに。

経営者は従業員になめられたらあかん。全員クビを前提にまず、事実を調べて下さい。領収書をスーパーのなるべく上の責任者にみせ、元のジャーナルが残っているはずであるから内容を確認させてもらって下さい。

昼飯弁当、日用雑貨品等の購入との翌日連絡があった。私は即刻クビを主張したが、業務が中断すると困るとのことで様子を見ることになった。但し、領収書はやめてレジペーパーにしてもらった。

一ヶ月もたたないうちに先導者の2名が、同調者の2名は三ヶ月後に退職したそうです。

②借入れのため決算書を金融機関に提出したら、同族経営者以外の親族の従業員役員の保証と担保を要求された。貸し渋りとは言え決算を全然信用してくれないのはおかしいのではないかと社長の話。

以上からは、会計は経営者（資本家）のためのもの。

2) 海外比較

1. 日本では

①法制度上

商 法……債権者のため

証券取引法……株主のため

税 法……税収の確保

建前 商法が基本法となっているため、証券取引法という損益も、法人税法という課税利益も、商法の規定をベースに計算される仕組みになっている。

②現実 会計目的に関するすべての主張を生かそうと欲張りすぎた結果首尾一貫した論理を欠く事態となっている。

上記三つが複雑に絡み合ってトライアングル体制。

ドイツ法（ゲルマン民族）の流れを汲む商法と英米法（アングロサクソン民族）の流れを汲む証券取引法と異なった源流をもつ二つの法律が並行し、更にそこに日本独自の法人税法が加わり混迷の度合いを深めている。

ドイツでは、今でも企業の資金調達には銀行からの借入が主流。それを前提としたドイツ法は当然のことながら資本市場からの資金調達は完全といっていいほど無視している。

日本では、企業の資金調達の手段が銀行借入に頼る間接金融から資本市場で調

達する直接金融へと変わってきていることにもよる。

確かに日本の商法はすべての会社を対象としている。このため資本市場を活用する資金調達とは縁のない中小企業に対する配慮を理由にして商法を経済の変化に対応させないと、法律が伸びる会社の発展を妨げることになる。

2. 英米（アングロサクソン）

S E C他……株主のため

アングロサクソンがすべて正しいとは限らないが現在の主流。

利害関係者の中で最も大きな経済的リスクを負っているのは投資家であり、他の利害関係者よりも多くの企業情報を必要とする。従って、投資家向けに作成された財務諸表には、広範かつ充実した内容が盛り込まれ、他の利害関係者が必要とする情報の大部分が包含され则认为る。

3) 問題点

1. 商法第32条第2項「…の解釈については公正なる会計慣行を斟酌すべき」という規定が昭和49年の商法改正で織り込まれた。会計慣行＝企業会計原則であり、証券取引法を支える基準である。この企業会計原則はストックよりもフロー（収益性）を重視したため、商法までも貸借対照表に載せる項目の味がおそろになった。

2. 日本の法人税法では別段の定めにある事項は会計帳簿に記載する（つまり会社決算に反映させる）ことを条件に税務上の益金ないし損金を認めている。この結果、政策により決算内容が歪められることになった。

アングロサクソン系の諸外国でも税法上の「別段の定め」は存在する。だから、株主総会の決算書と課税所得が一致しないことが多い。企業の税務処理の意思を決算で開示させる意義があるということで日本だけ経理要件としていることは理由にならない。

II 日本の会計の問題点

1) 原価主義が基本となっており、時価評価の概念が乏しい。

金融商品等

オフバランス項目

2) 法形式を重視しすぎ。

① 企業合併と連結子会社は実質同じではないか。

連結納税制度は、政府自民党は導入を決めた

② 退職債務の企業年金も法令に基づく拠出金の支払いで充分なのか。

平成12年度より改正実施予定。

③ ファイナンスリース（中途解約できないリース）はリース物件の売買ではないか。

2、3年前から改正実施済み。